

軽自動車税の税額

平成30年度の軽自動車税の税額は下表のとおりです。

<原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等>

車種区分	税額	車種区分	税額
第1種 50cc以下	2,000円	二輪の軽自動車 125cc超～250cc以下	3,600円
第2種乙 50cc超～90cc以下	2,000円	二輪の小型自動車 250cc超	6,000円
第2種甲 90cc超～125cc以下	2,400円	被けん引車	3,600円
小型特殊（農耕作業用）	2,000円	雪上車	3,000円
小型特殊（その他）	5,900円	ミニカー	3,700円

<三輪および四輪以上の軽自動車>

車種区分	税 額					
	初度検査年月 平成27年3月以前	初度検査年月 平成27年4月以後	軽課 ※1			重課 ※2
			25%軽減	50%軽減	75%軽減	13年経過車
三輪	3,100円	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	4,600円
四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	8,200円
四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円	12,900円
四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	4,500円
四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	6,000円

※1 初度検査年月が、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの車両について燃費基準に応じ平成30年度に限り税額を軽減します。

※2 初度検査年月から13年経過した車両については、税額が増（重課）となります（ただし一部対象外の車両があります）。

障がいのある方に対する軽自動車税の減免

障がいのある方が使用する軽自動車などで次のいずれかの条件に当てはまる場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

※1 人の障がい者について減免対象となるのは1台限りです。また、普通自動車で自動車税の減免を受けている方は対象外となります。

▼対象となる軽自動車などの条件

障がい者が所有する軽自動車など（障がい者が18歳未満の場合、または精神に障がいがある方と同一生計の方が所有する軽自動車を含む）で次のいずれかに該当するもの

- ・障がい者本人が運転する軽自動車など
- ・障がい者の通学、通院、通所、^{なりわい}生業のため、同一生計の方が運転する軽自動車など
- ・障がい者のみで構成される世帯の場合は、同一生計以外の常時介護する方が運転する軽自動車など

※公益のために使用する場合や、障がい者が利用するための構造になっている軽自動車の場合も、減免対象となる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

▼必要書類など

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ、印鑑、運転免許証、車検証、平成30年度軽自動車税納税通知書、家族が運転する場合は同一生計とわかる証明書（住民票、健康保険証など）と障がい者のために利用していることを証明する書類（通院証明書、ケアプランなど）

申込期限：5月31日(木)

身体障害者手帳の障がいの区分	障がいの区分級別(障がいの程度)	身体障害者手帳の障がいの区分	障がいの区分級別(障がいの程度)
視 覚	1級から4級までの各級	体 幹	1級から3級までの各級または5級
聴 覚	2級または3級	心臓機能	1級、3級または4級
平衡機能	3級または5級	じん臓機能	1級、3級または4級
音声機能または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	ぼうこうまたは直腸の機能	1級、3級または4級
乳幼児期以前の非進行性脳変による運動機能	上 肢	小腸の機能	1級、3級または4級
	移 動	呼吸器機能	1級、3級または4級
上 肢	1級から3級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
下 肢	1級から6級までの各級	肝臓機能	1級から4級までの各級

手帳の種類	障がいの区分級別(障がいの程度)
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められている方
療育手帳	療育手帳の交付を受けている方のうち、当該手帳の障がいの程度の記載欄に障がいの程度が、④またはAと表示されている方
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度が1級の方

問合せ先 税務課 Tel.28-8020